

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」

「 同 適用指針（案）」 に対するコメント

新日本監査法人

公認会計士 目黒 幸二

### 1．適用指針 3 項の様式

横に並べる様式の の単体計算書において、「圧縮積立金の積立」「圧縮積立金の取崩」の行で「利益剰余金合計」「株主資本合計」「純資産合計」欄が「×××」となっており、金額が入るように記載しているが、利益剰余金内の振替なので合計は「0」になるのではないか。

### 2．適用指針 17 項

「・・・当該取引の意図などを考慮し、いずれの表示方法によることも認められることとした。・・・」とした部分を、「・・・当該取引が実質的に一体のものともみられる場合には、(2)の表示方法によることも合理性があるため、いずれの表示方法によることも認められることとした。」としてはどうか。

(理由)

業績不振の場合の再建策として増減資を同時に行う場合、を想定していると思うが、「取引の意図」という表現は何らかの悪いイメージを与えるので用いない方が良く考える。法的には増資と減資が別個の手続きでなされるので、その面を重視すれば(1)の表示となるが、実質的には増減資が一体のものとして当初から計画が進行しているので、経済的実態を重視すれば、(2)の表示の方が妥当であるため認められるという表現にすべきである。会社側の何らかの表示の意図に合わせて選択できるのではなく、あくまで会計処理及び表示は経済的実態をあらわすべきである、という観点から選択できる点を誤解されないようにすべきである。

### 3．適用指針 20 項(1)

1行目から4行目にある「当該その他の有価証券」をより丁寧に記載すべきである。現状の記載は、適用指針 13 項と同じことを繰り返しているだけであり、結論の背景が示されていないと考える。

(理由)

当期のその他有価証券売却損益は、前期末で時価評価の対象となり「その他有価証券評価差額金」残高に含まれていた銘柄(上場株等)の売却に係る部分、前期末で時価評価されておらず、「その他有価証券評価差額金」残高に含まれていない銘柄(非上場株式等)の売却に係る部分、当期に取得した銘柄の売却に係る部分の3つに分解される。

このうち、「当該その他の有価証券」という表現で示されているのは、のみであるが、

その点の説明が丁寧になされていないため、わかりにくい表現になっている。設例 2 の前提条件及び会計処理の説明により、  
、  
の関係がようやく把握可能である。

#### 4. 適用指針 21 項

後段の「なお、……」以下の部分は、適用指針の注記事項の「結論の背景」の箇所ではなく、会計基準の本文に記載すべきではないか。

(理由)

圧縮積立金等に関しては、従来、当期決算で積立及び取崩すのではなく利益処分の承認後(翌期)に会計処理されてきたが、今後は当期の決算にて会計処理されることになる。実務的には大きな変更であるため、草案のような箇所ではなく、中心的な部分に記載すべきではないか。

#### 5. 設例 3 の 2. 連結財務諸表の作成 (1) 連結修正仕訳

×1 年 3 月 31 日の仕訳のうち最後のその他有価証券評価差額金については、「S 1 社のその他の有価証券評価差額金の減少額のうち少数株主持分への振替え」とすべきである。

(理由)

この設例のねらいはこの仕訳であるが、それを明確にするために減少額について少数株主持分負担分を振替えている旨を記載した方が理解しやすいと考える。単純合算では、S 1 社のその他有価証券評価差額金は 300 のみであるにも関わらず、開始仕訳により支配獲得時の持分 500 が修正減額されているので、このままでは、P 社のその他有価証券評価差額金に 200 食い込んでしまう。しかし、減少額の 200 のうち少数株主持分 30% 相当分は負担しすぎなので、それを戻すのがこの仕訳であるため、そのあたりの説明をすべきではないか。

以 上